

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年4月27日
【発行者名】	アライアンス・バーンスタイン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 誠一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	北川 勤 (連絡場所) 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【電話番号】	03 5962 9165
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金向け）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年10月31日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項に訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

第一部【証券情報】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、<訂正前>の内容から<訂正後>の内容に訂正します。下線部分が訂正部分を示します。

(6)【申込単位】

<訂正前>

（省略）

申込単位は、販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

（省略）

申込単位は、販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（販売会社については、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先にお問い合わせください。）

(9)【払込期日】

<訂正前>

（省略）

振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、アライアンス・バーンスタイン株式会社（委託会社）の指定する口座を経由して、中央三井アセット信託銀行株式会社^{*}（受託会社）の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

*ただし、関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社と合併し、新商号を三井住友信託銀行株式会社とする予定です。

<訂正後>

（省略）

振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、アライアンス・バーンスタイン株式会社（委託会社）の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（受託会社）の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの特色

<訂正前>

a. (省略)

b. (省略)

<運用プロセス>

(図 省略)

上記は平成23年6月末現在の状況であり、今後変更する場合があります。

(省略)

c. (省略)

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタイン^{*1}は、総額約4,610億米ドル（平成23年6月末現在、約37.2兆円^{*2}）の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界23カ国45都市（平成23年6月末現在）に拠点を有しています。

*1 アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

*2 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=80.76円（平成23年6月30日のWMロイター）を用いております。

d. ~ f. (省略)

<訂正後>

a. (省略)

b. (省略)

<運用プロセス>

(図 省略)

上記は平成24年2月末現在の状況であり、今後変更する場合があります。

(省略)

c. (省略)

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタイン^{*1}は、総額約4,059億米ドル（平成23年12月末現在、約31.2兆円^{*2}）の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界23カ国46都市（平成23年12月末現在）に拠点を有しています。

*1 アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

*2 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=76.94円（平成23年12月31日のWMロイター）を用いております。

d. ~ f. (省略)

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

<訂正前>

(省略)

<受託会社>

中央三井アセット信託銀行株式会社

ただし、関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社と合併し、新商号を三井住友信託銀行株式会社とする予定です。

(再信託受託会社)

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・信託財産の管理業務等を行います。

(省略)

<訂正後>

(省略)

<受託会社>

三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社)

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

- ・信託財産の管理業務等を行います。
- （省略）

委託会社等の概況

<訂正前>

- a．資本金の額
（省略）（平成23年8月末現在）
- b．（省略）
- c．大株主の状況
（平成23年8月末現在）
（表省略）

<訂正後>

- a．資本金の額
（省略）（平成24年3月末現在）
- b．（省略）
- c．大株主の状況
（平成24年3月末現在）
（表省略）

2【投資方針】

(3)【運用体制】

<訂正前>

（図 省略）

上記は平成23年6月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

<訂正後>

（図 省略）

上記は平成24年2月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

(5)【投資制限】

（参考）マザーファンドの投資方針等

（アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド）

<訂正前>

（省略）

平成23年8月末現在、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンドの受益証券を投資対象とする当ファンド以外の公募のファンドは以下のとおりです。

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ

<訂正後>

（省略）

平成24年3月末現在、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンドの受益証券を投資対象とする当ファンド以外の公募のファンドは以下のとおりです。

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」を、以下の内容に更新します。

<更新後>

個別元本について

- a．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど

当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

- c. 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が元本払戻金（特別分配金）となります。

個人・法人別の課税の取扱い

- a. 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、10%（所得税7%および住民税3%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、10%（所得税7%および住民税3%）の税率^{*}により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、10%（所得税7%および住民税3%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告は不要となります。

^{*}平成24年12月31日まで適用される税率です。平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および住民税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）、平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となる予定です。

(ロ) 損益通算について

上場株式等の譲渡損失と申告分離課税を選択した配当金・収益分配金を損益通算できます。なお、その年で控除しきれない損失については、翌年以後3年間にわたり繰越控除ができます。

- b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率^{*}で源泉徴収されます。住民税は課せられません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

^{*}平成24年12月31日まで適用される税率です。平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）、平成50年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となる予定です。

- c. 確定拠出年金に対する課税

確定拠出年金の加入者に対しては、確定拠出年金の積立金の運用に対する税制が適用されます。

- d. 販売会社の買取りによるご換金に係る課税の取扱いは、販売会社にお問い合わせください。

上記は平成24年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を、以下の内容に更新します。
<更新後>

(1)【投資状況】

2012年2月29日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	-	1,679,515,111	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	71,054	0.00
合計(純資産総額)	-	1,679,444,057	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド

2012年2月29日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	743,309,800	4.97
	アメリカ	7,248,195,220	48.49
	カナダ	510,042,733	3.41
	ドイツ	533,680,074	3.57
	イタリア	78,383,152	0.52
	フランス	445,025,526	2.97
	イギリス	1,644,262,157	11.00
	スイス	576,250,704	3.85
	バミューダ	318,879,365	2.13
	香港	220,655,760	1.47
	シンガポール	70,305,938	0.47
	ベルギー	263,115,613	1.76
	スウェーデン	79,997,850	0.53
	タイ	80,765,631	0.54
	デンマーク	133,905,456	0.89
	インドネシア	102,373,425	0.68
	ブラジル	83,805,548	0.56
	韓国	171,085,974	1.14
	アイルランド	137,409,244	0.91
	インド	86,476,051	0.57
	イスラエル	75,067,035	0.50
	南アフリカ	126,239,932	0.84
	ロシア	79,643,165	0.53
	中国	21,693,672	0.14
ケイマン	179,958,688	1.20	
キュラソー	117,966,810	0.78	
ジャージー	311,551,454	2.08	
小計		14,440,045,977	96.60
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	507,763,671	3.39
合計(純資産総額)	-	14,947,809,648	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

投資有価証券の主要銘柄

2012年2月29日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	種類/業種	口数	簿価		時価		投資比率
						単価	金額	単価	金額	
1	日本	親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド	その他	□	円	円	円	円	%
					1,653,228,774	0.9673	1,599,175,447	1.0159	1,679,515,111	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2012年2月29日現在

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	100.00
合計		100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はございません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

(参考) アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド
投資有価証券の主要銘柄

2012年2月29日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価		時価		投資比率
						単価	金額	単価	金額	
1	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	14,858	31,378.87	466,227,286	43,196.87	641,819,225	4.29
2	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	食品・飲料・タバコ	100,824	3,624.57	365,444,406	4,072.49	410,605,639	2.74
3	スイス	株式	NESTLE SA-REGISTERED	食品・飲料・タバコ	59,157	4,693.15	277,633,217	5,002.14	295,911,862	1.97
4	アメリカ	株式	QUALCOMM INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	52,820	4,390.62	231,912,727	5,057.02	267,111,923	1.78
5	ベルギー	株式	ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	食品・飲料・タバコ	48,677	4,365.31	212,490,390	5,405.33	263,115,613	1.76
6	アメリカ	株式	DANAHER CORP	資本財	59,860	3,921.72	234,754,295	4,305.89	257,750,671	1.72
7	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	5,041	48,230.80	243,131,464	49,891.70	251,504,085	1.68
8	アメリカ	株式	INTL BUSINESS MACHINES CORP	ソフトウェア・サービス	14,880	14,603.07	217,293,830	15,973.02	237,678,632	1.59
9	アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア・サービス	98,100	2,442.17	239,577,073	2,371.18	232,613,268	1.55
10	イギリス	株式	BG GROUP PLC	エネルギー	114,742	1,826.22	209,544,767	1,968.80	225,904,365	1.51
11	アメリカ	株式	WALT DISNEY CO	メディア	66,290	2,988.70	198,120,942	3,382.91	224,253,262	1.50
12	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	718,000	294.51	211,461,205	307.32	220,655,760	1.47
13	イギリス	株式	STANDARD CHARTERED PLC	銀行	101,612	1,974.69	200,652,779	2,083.78	211,737,398	1.41
14	ジャージー	株式	SHIRE PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	71,504	2,699.07	192,994,394	2,846.89	203,564,394	1.36
15	アメリカ	株式	UNITED TECHNOLOGIES CORP	資本財	29,770	6,587.87	196,121,032	6,734.35	200,481,885	1.34
16	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	36,160	4,969.01	179,679,579	5,437.02	196,602,831	1.31
17	カナダ	株式	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	素材	51,660	4,384.76	226,517,099	3,802.44	196,434,484	1.31
18	日本	株式	ファナック	電気機器	13,100	14,638.98	191,770,724	14,730.00	192,963,000	1.29
19	カナダ	株式	GOLDCORP INC	素材	44,790	4,201.52	188,186,110	4,039.83	180,944,026	1.21
20	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	18,600	6,898.94	128,320,410	9,596.88	178,502,079	1.19
21	アメリカ	株式	BOEING CO	資本財	28,300	6,036.90	170,844,422	6,063.90	171,608,619	1.14
22	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS GDR	半導体・半導体製造装置	4,020	30,862.07	124,065,545	42,558.70	171,085,974	1.14
23	アメリカ	株式	ALLERGAN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	23,800	6,533.46	155,496,500	7,165.99	170,550,742	1.14
24	スイス	株式	CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A	耐久消費財・アパレル	33,407	4,486.14	149,868,589	4,934.48	164,846,407	1.10
25	イギリス	株式	WEIR GROUP PLC/THE	資本財	55,609	2,394.20	133,139,130	2,832.76	157,527,145	1.05
26	アメリカ	株式	FLOWSERVE CORPORATION	資本財	16,110	7,818.85	125,961,787	9,601.72	154,683,818	1.03
27	アメリカ	株式	NATIONAL OILWELL VARCO INC	エネルギー	22,610	6,399.48	144,692,261	6,819.88	154,197,495	1.03
28	アメリカ	株式	FEDEX CORP	運輸	20,930	7,756.19	162,337,144	7,340.26	153,631,775	1.02
29	アメリカ	株式	MONSANTO CO	素材	23,800	5,867.85	139,654,982	6,374.52	151,713,737	1.01
30	イギリス	株式	AFREN PLC	エネルギー	838,521	163.15	136,810,486	178.95	150,060,636	1.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2012年2月29日現在

国内/外国	種類/業種	投資比率(%)
国内	株式	4.97
	電気機器	1.29
	小売業	1.12
	機械	0.91
	輸送用機器	0.76
	医薬品	0.46
	サービス業	0.41
外国	株式	91.63
	エネルギー	9.54
	資本財	8.91
	食品・飲料・タバコ	8.90
	ソフトウェア・サービス	8.75
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.63
	素材	7.70
	各種金融	5.52
	半導体・半導体製造装置	4.99
銀行	4.89	

	小売	4.11
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.90
	ヘルスケア機器・サービス	3.23
	保険	2.70
	メディア	2.21
	消費者サービス	2.00
	家庭用品・パーソナル用品	1.31
	運輸	1.31
	耐久消費財・アパレル	1.10
	商業・専門サービス	0.72
	自動車・自動車部品	0.66
	食品・生活必需品小売り	0.47
合計		96.60

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件
該当事項はございません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はございません。

(3)【運用実績】

純資産の推移

2012年2月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額(百万円)		1万口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(2002年7月31日)	10	10	7,951	7,951
第2期計算期間末	(2003年7月31日)	248	248	8,824	8,824
第3期計算期間末	(2004年8月2日)	387	387	9,296	9,296
第4期計算期間末	(2005年8月1日)	699	699	11,240	11,240
第5期計算期間末	(2006年7月31日)	1,128	1,128	13,079	13,079
第6期計算期間末	(2007年7月31日)	1,687	1,687	15,942	15,942
第7期計算期間末	(2008年7月31日)	1,463	1,463	12,451	12,451
第8期計算期間末	(2009年7月31日)	992	992	7,257	7,257
第9期計算期間末	(2010年8月2日)	1,250	1,250	7,017	7,017
第10期計算期間末	(2011年8月1日)	1,546	1,546	7,314	7,314
2011年 2月末日		1,562	-	7,846	-
2011年 3月末日		1,551	-	7,990	-
2011年 4月末日		1,628	-	8,099	-
2011年 5月末日		1,537	-	7,750	-
2011年 6月末日		1,580	-	7,559	-
2011年 7月末日		1,549	-	7,333	-
2011年 8月末日		1,443	-	6,496	-
2011年 9月末日		1,365	-	6,046	-
2011年 10月末日		1,556	-	6,893	-
2011年 11月末日		1,428	-	6,311	-
2011年 12月末日		1,456	-	6,398	-
2012年 1月末日		1,503	-	6,662	-
2012年 2月末日		1,679	-	7,505	-

(注1) 純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2) 月末日とはその月の最終営業日を指します。

分配の推移

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期計算期間(2001年11月26日～2002年7月31日)	0
第2期計算期間(2002年8月1日～2003年7月31日)	0
第3期計算期間(2003年8月1日～2004年8月2日)	0
第4期計算期間(2004年8月3日～2005年8月1日)	0
第5期計算期間(2005年8月2日～2006年7月31日)	0
第6期計算期間(2006年8月1日～2007年7月31日)	0
第7期計算期間(2007年8月1日～2008年7月31日)	0
第8期計算期間(2008年8月1日～2009年7月31日)	0
第9期計算期間(2009年8月1日～2010年8月2日)	0
第10期計算期間(2010年8月3日～2011年8月1日)	0
第11期中間計算期間(2011年8月2日～2012年2月1日)	-

収益率の推移

計算期間	収益率(%)
第1期計算期間(2001年11月26日～2002年7月31日)	20.5
第2期計算期間(2002年8月1日～2003年7月31日)	11.0
第3期計算期間(2003年8月1日～2004年8月2日)	5.3
第4期計算期間(2004年8月3日～2005年8月1日)	20.9
第5期計算期間(2005年8月2日～2006年7月31日)	16.4
第6期計算期間(2006年8月1日～2007年7月31日)	21.9
第7期計算期間(2007年8月1日～2008年7月31日)	21.9
第8期計算期間(2008年8月1日～2009年7月31日)	41.7
第9期計算期間(2009年8月1日～2010年8月2日)	3.3
第10期計算期間(2010年8月3日～2011年8月1日)	4.2
第11期中間計算期間(2011年8月2日～2012年2月1日)	9.2

(注) 収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数(小数点第二位を四捨五入)を記載しております。

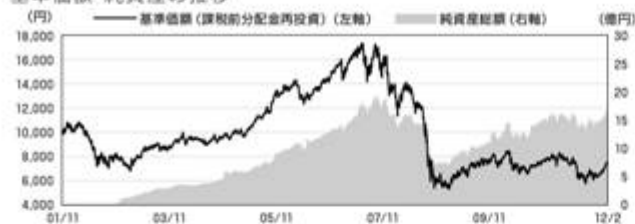
(参考情報)

運用実績

基準日：2012年2月29日現在

ファンドの運用実績

基準価額・純資産の推移



基準価額（課税前分配金再投資）は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。税金、申込手数料などを考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

基準価額	7,505 円
純資産総額	16.7 億円

資産構成比率

組入資産	比率 (%)
マザーファンド	100.0
現金等	0.0
合計	100.0

分配の推移

決算期		分配金
第6期	2007年 7月	0円
第7期	2008年 7月	0円
第8期	2009年 7月	0円
第9期	2010年 8月	0円
第10期	2011年 8月	0円
	設定来累計	0円

分配金は1万円当たり課税前運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主な資産の状況（マザーファンドベース）

※組入比率は、全て純資産総額に対する比率です（小数点第2位を四捨五入しています）。

組入上位10銘柄

(銘柄数：113銘柄)

	銘柄名	セクター	国	組入比率 (%)
1	アップル	情報技術	アメリカ	4.3
2	ブリティッシュ・アメリカン・タバコ	生活必需品	イギリス	2.7
3	ネスレ	生活必需品	スイス	2.0
4	クアルコム	情報技術	アメリカ	1.8
5	アンハイザー・ブッシュ・インベブ	生活必需品	ベルギー	1.8
6	ダナハー	資本財・サービス	アメリカ	1.7
7	グーグル	情報技術	アメリカ	1.7
8	IBM	情報技術	アメリカ	1.6
9	オラクル	情報技術	アメリカ	1.6
10	BGグループ	エネルギー	イギリス	1.5
	組入上位10銘柄計			20.6

上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、当社が推奨または取済のお申込みの勧誘を行うものではありません。

国別配分

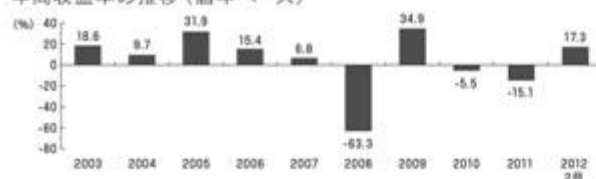
国	組入比率 (%)	国	組入比率 (%)
アメリカ	50.7	フランス	3.0
イギリス	14.0	香港	2.0
日本	5.0	ベルギー	1.8
スイス	3.9	中国	1.5
ドイツ	3.6	その他の国	7.8
カナダ	3.4	現金等	3.4
	合計	100.0	

セクター別配分

セクター	組入比率 (%)	セクター	組入比率 (%)
情報技術	22.4	素材	7.7
資本財・サービス	13.1	ヘルスクア	7.6
金融	13.1	現金等	3.4
一般消費財・サービス	12.4		
生活必需品	10.7		
エネルギー	9.5		
	合計	100.0	

セクター別配分は、MSCI/S&P Global Industry Classification Standard (GICS)の分類で区分しています。

年間収益率の推移（暦年ベース）



当ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。

2012年は2月末までの収益率を表示しています。

※運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

(4) 【設定及び解約の実績】

(単位：口)

計算期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間 (2001年11月26日～2002年7月31日)	12,759,394	90,702
第2期計算期間 (2002年8月1日～2003年7月31日)	290,384,938	21,691,816
第3期計算期間 (2003年8月1日～2004年8月2日)	176,603,826	41,661,195
第4期計算期間 (2004年8月3日～2005年8月1日)	278,556,033	72,079,907
第5期計算期間 (2005年8月2日～2006年7月31日)	462,744,710	222,701,839
第6期計算期間	370,962,307	175,567,918

(2006年8月1日～2007年7月31日)		
第7期計算期間 (2007年8月1日～2008年7月31日)	325,634,300	208,488,560
第8期計算期間 (2008年8月1日～2009年7月31日)	417,396,585	225,115,285
第9期計算期間 (2009年8月1日～2010年8月2日)	674,717,350	260,863,215
第10期計算期間 (2010年8月3日～2011年8月1日)	827,997,700	495,245,597
第11期中間計算期間 (2011年8月2日～2012年2月1日)	260,911,032	124,520,575

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2) 第1期計算期間の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンドの情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」につきまして、下記の内容を追加します。

<追加>

(3) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期中間計算期間（平成23年8月2日から平成24年2月1日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1【財務諸表】

<追加>

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第11期中間計算期間末 (平成24年 2月 1日現在)
		金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		15,258,945
親投資信託受益証券		1,498,137,479
未収入金		100,000
未収利息		20
流動資産合計		1,513,496,444
資産合計		1,513,496,444
負債の部		
流動負債		
未払解約金		5,381,271
未払受託者報酬		607,694
未払委託者報酬		12,153,797
その他未払費用		135,975
流動負債合計		18,278,737
負債合計		18,278,737
純資産の部		
元本等		
元本		2,250,641,566
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()		755,423,859
(分配準備積立金)		625
元本等合計		1,495,217,707
純資産合計		1,495,217,707
負債純資産合計		1,513,496,444

(2) 中間損益及び剰余金計算書

区分	注記 番号	第11期中間計算期間 (自平成23年8月2日 至平成24年2月1日)
		金額(円)
営業収益		
受取利息		1,628
有価証券売買等損益		124,496,273
営業収益合計		124,494,645
営業費用		
受託者報酬		607,694
委託者報酬		12,153,797
その他費用		135,975
営業費用合計		12,897,466
営業利益又は営業損失()		137,392,111
経常利益又は経常損失()		137,392,111
中間純利益又は中間純損失()		137,392,111
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()		9,318,310
期首剰余金又は期首欠損金()		567,819,639
剰余金増加額又は欠損金減少額		34,329,152
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		34,329,152
剰余金減少額又は欠損金増加額		93,859,571
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		93,859,571
分配金		-
中間剰余金又は中間欠損金()		755,423,859

(3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第11期中間計算期間 (自平成23年8月2日 至平成24年2月1日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 追加情報	当期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
5. その他	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、平成23年8月2日から平成24年7月31日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成23年8月2日から平成24年2月1日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

	第11期中間計算期間末 (平成24年2月1日現在)
1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	2,250,641,566 口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	755,423,859 円
3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.6644 円 6,644 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期中間計算期間 (自 平成23年 8月 2日 至 平成24年 2月 1日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 <p style="text-align: right;">- 円</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第11期中間計算期間末 (平成24年 2月 1日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(重要な後発事象に関する注記)

第11期中間計算期間 (自 平成23年 8月 2日 至 平成24年 2月 1日)
該当事項はございません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第11期中間計算期間末 (平成24年 2月 1日現在)	
期首元本額	2,114,251,109 円
期中追加設定元本額	260,911,032 円
期中一部解約元本額	124,520,575 円

2. デリバティブ取引等関係

第11期中間計算期間末(平成24年 2月 1日現在)

該当事項はございません。

参考

当ファンドは「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド」の状況
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

対象年月日	(平成24年 2月 1日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	199,958,436
コール・ローン	393,296,953
株式	12,657,393,251
未収入金	52,290,030
未収配当金	5,266,256
未収利息	538
流動資産合計	13,308,205,464
資産合計	13,308,205,464
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,290
未払金	110,587,226

未払解約金	17,250,000
流動負債合計	127,840,516
負債合計	127,840,516
純資産の部	
元本等	
元本	14,675,511,297
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,495,146,349
元本等合計	13,180,364,948
純資産合計	13,180,364,948
負債純資産合計	13,308,205,464

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成23年8月2日 至平成24年2月1日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

(平成24年2月1日現在)

1. 元本の移動	
期首	平成23年8月2日
期首元本額	13,553,757,423 円
平成23年8月2日より平成24年2月1日までの期中追加設定元本額	2,077,454,692 円
平成23年8月2日より平成24年2月1日までの期中一部解約元本額	955,700,818 円
期末元本額	14,675,511,297 円
期末元本額の内訳*	
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズH (為替ヘッジあり)	2,316,646,958 円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ - 1	1,491,893,811 円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ - 2	1,013,171,417 円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ - 3	3,857,678,733 円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス(保守型)	190,664,377 円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス(中立型)	1,971,860,035 円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス(積極型)	1,360,289,059 円
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ	805,188,124 円
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ(年金向け)	1,668,118,783 円
2. 元本の欠損	1,495,146,349 円
3. 平成24年2月1日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.8981 円
(10,000口当たり純資産額)	8,981 円)

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2【ファンドの現況】

原届出書の「第二部 ファンドの情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」を、以下の内容に更新します。

<更新後>

純資産額計算書

平成24年2月29日現在

資産総額	1,682,729,652 円
負債総額	3,285,595 円
純資産総額（ - ）	1,679,444,057 円
発行済数量	2,237,727,935 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.7505 円

(参考) アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド

平成24年2月29日現在

資産総額	15,039,162,900 円
負債総額	91,353,252 円
純資産総額（ - ）	14,947,809,648 円
発行済数量	14,714,566,675 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0159 円

第三部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】**

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、<訂正前>の内容から<訂正後>の内容に訂正します。
下線部分が訂正部分を示します。

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

<訂正前>

資本金の額は130百万円です。(平成23年8月末現在)

(省略)

<訂正後>

資本金の額は130百万円です。(平成24年3月末現在)

(省略)

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

(省略)

委託会社の運用する証券投資信託は平成23年8月末現在次のとおりです(ただし、純資産総額については親投資信託を除きます。)

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	93本	722,084百万円
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	1本	30,210百万円
単位型公社債投資信託	-	-
合計	94本	752,294百万円

<訂正後>

(省略)

委託会社の運用する証券投資信託は平成24年3月末現在次のとおりです(ただし、純資産総額については親投資信託を除きます。)

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	88本	802,815百万円
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	1本	30,838百万円
単位型公社債投資信託	-	-
合計	89本	833,653百万円

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」について、以下の内容に更新し、末尾に第16期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表を追加します。

<更新後>

1. 財務諸表

当社の財務諸表は、第14期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しており、また第15期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）及び第15期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

2. 中間財務諸表

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

<追加>

(1) 中間貸借対照表

科目	期別	注記番号	第16期 中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
			金額	
			千円	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金				1,255,340
未収入金				8,077,011
未収委託者報酬				319,449
未収運用受託報酬				1,483,750
繰延税金資産				316,312
その他				198,290
	流動資産合計			11,650,152
固定資産				
有形固定資産				
建物		*1		943,117
器具備品		*1		293,152
無形固定資産				6,044
投資その他の資産				
投資有価証券				964,534
長期差入保証金				1,149,043
繰延税金資産				315,490
その他				70,498
	固定資産合計			3,741,878
資産合計				15,392,030
(負債の部)				
流動負債				
未払金				
未払手数料				62,477
その他未払金				5,410,813
未払費用				378,023
未払法人税等				437,429
賞与引当金				218,206
役員賞与引当金				53,147
その他				45,980
	流動負債合計	*2		6,606,075
固定負債				
退職給付引当金				237,564
長期未払金				54,470
	固定負債合計			292,034

負債合計	6,898,109
(純資産の部)	
株主資本	
1. 資本金	130,000
2. 利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	8,266,929
利益剰余金合計	8,266,929
株主資本合計	8,396,929
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	96,992
評価・換算差額等合計	96,992
純資産合計	8,493,921
負債・純資産合計	15,392,030

(2) 中間損益計算書

科目	期別	注記 番号	第16期 中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	
			金額	
				千円
営業収益				
委託者報酬			1,193,086	
運用受託報酬			1,692,679	
その他営業収益			1,264,095	
営業収益計			4,149,860	
営業費用及び一般管理費				
営業費用				
支払手数料			366,350	
その他			338,672	
一般管理費		*1	2,860,051	
営業費用及び一般管理費計			3,565,073	
営業利益			584,787	
営業外収益		*2	9,991	
営業外費用			-	
経常利益			594,778	
税引前中間純利益			594,778	
法人税、住民税及び事業税			423,474	
法人税等調整額			135,331	
法人税等合計			288,143	
中間純利益			306,635	

(3) 中間株主資本等変動計算書

株主資本 等	第16期 中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	金額
株主資本		
資本金		130,000
当期首残高		130,000
当中間期変動額		-
当中間期末残高		130,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高		7,960,294
当中間期変動額		
中間純利益		306,635
当中間期変動額合計		306,635
当中間期末残高		8,266,929
利益剰余金合計		
当期首残高		7,960,294
当中間期変動額		
中間純利益		306,635
当中間期変動額合計		306,635
当中間期末残高		8,266,929
株主資本合計		
当期首残高		8,090,294
当中間期変動額		
中間純利益		306,635

	当中間期変動額合計	306,635
	当中間期末残高	8,396,929
評価・換算差額等	その他有価証券評価差額金	
	当期首残高	128,616
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	31,624
	当中間期変動額合計	31,624
	当中間期末残高	96,992
評価・換算差額等合計		
	当期首残高	128,616
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	31,624
	当中間期変動額合計	31,624
	当中間期末残高	96,992
純資産合計		
	当期首残高	8,218,910
	当中間期変動額	
	中間純利益	306,635
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	31,624
	当中間期変動額合計	275,011
	当中間期末残高	8,493,921

重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。 建物 10年 器具備品 3～8年 (2)無形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。 (3)リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金...一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間期の計上額はありません。 (2)賞与引当金...従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3)役員賞与引当金...役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (4)退職給付引当金...従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理...税抜方式を採用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第16期 中間会計期間末 （平成23年9月30日 現在）
*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建物	298,232 千円
器具備品	241,019 千円

*2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第16期 中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)	
*1 減価償却実施額は以下のとおりであります。	
有形固定資産	91,807 千円
無形固定資産	398 千円
*2 営業外収益において、主要なものは以下のとおりであります。	
受取配当金	2,435 千円
法人税および消費税還付加算金	6,766 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第16期 中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)				
発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	2,600	-	-	2,600

（リース取引関係）

第16期 中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)		
オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料		
	1年以内	1,209,802 千円
	1年超	1,411,435 千円
	合計	2,621,237 千円

（資産除去債務関係）

第16期 中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)	
当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。	
資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間である10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。	

（金融商品関係）

第16期 中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

金融商品の時価に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
預金	1,255,340	1,255,340	-
未収入金	8,077,011	8,077,011	-
未収委託者報酬	319,449	319,449	-
未収運用受託報酬	1,483,750	1,483,750	-
投資有価証券	964,534	964,534	-
長期差入保証金(*1)	1,149,043	985,687	163,356
資産計	13,249,127	13,085,771	163,356
未払手数料	62,477	62,477	-
その他未払金	5,410,813	5,410,813	-
未払法人税等	437,429	437,429	-
負債計	5,910,719	5,910,719	-

(*1) 中間貸借対照表価額との差額は、敷金が返還されない部分に関する未償却額です。

(注1) 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

(3) 長期差入保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

第16期 中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

その他有価証券

（単位：千円）

種 類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
国債・地方債券	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他			
投資信託受益証券	964,534	801,000	163,534
小計	964,534	801,000	163,534
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
国債・地方債券	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他			
投資信託受益証券	-	-	-
小計	-	-	-
合計	964,534	801,000	163,534

(ストック・オプション等関係)

第16期 中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)	
1.ストック・オプション等に係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名 一般管理費	9,576 千円
2.ストック・オプション等の内容 当社は親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬に係る費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第16期 中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第16期 中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	1,193,086	1,692,679	1,264,095	4,149,860

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

（単位：千円）

日本	米国	アイルランド	合計
3,163,964	1,248,004	7,892	4,149,860

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	1,248,004	投信投資顧問業
----------------------	-----------	---------

(1株当たり情報)

項 目	第16期 中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	3,266,892 円 76 銭
1株当たり中間純利益	117,936 円 39 銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため、記載していません。	

(注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第16期 中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)
中間純利益(千円)	306,635
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	306,635
期中平均株式数(株)	2,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

5【その他】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、<訂正前>の内容から<訂正後>の内容に訂正します。
下線部分が訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) 定款の変更等

該当事項はありません。

なお、事業譲渡または事業譲受、出資の状況、その他の重要事項はありません。

(2) (省略)

<訂正後>

(1) 定款の変更等

平成24年3月1日付で、定款について次の変更を行いました。

・株主総会及び取締役会の招集権者を社長から会長に変更し、併せて所要の変更を行いました。

なお、事業譲渡または事業譲受、出資の状況、その他の重要事項はありません。

(2) (省略)

第2【その他の関係法人の概況】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、<訂正前>の内容から<訂正後>の内容に訂正します。
下線部分が訂正部分を示します。

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1) 受託会社

名 称：中央三井アセット信託銀行株式会社

資本金の額：11,000百万円（平成23年3月末現在）

事業の内容：（省略）

ただし、関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社と合併し、新商号を三井住友信託銀行株式会社とする予定です。

<再信託受託会社>

名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資 本 金：51,000百万円（平成23年3月末現在）

事業の内容：（省略）

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下のとおりです。

名 称	資本金の額 (平成23年3月末現在)	事業の内容
S M B C日興証券株式会社	10,000百万円	(省略)
三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社	8,000百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	
損保ジャパンDC証券株式会社	3,000百万円	
富国生命保険相互会社	86,000百万円*	(省略)
明治安田生命保険相互会社	470,000百万円*	
三井住友海上火災保険株式会社	139,595百万円	(省略)

* 富国生命保険相互会社および明治安田生命保険相互会社の資本金の額は、「基金」および「基金償却積立金」の合計額を記載しています。

(3) (省略)

<訂正後>

(1) 受託会社

名 称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（平成24年4月1日現在）

事業の内容：（省略）

<再信託受託会社>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金：51,000百万円(平成23年9月末現在)

事業の内容：(省略)

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下のとおりです。

名称	資本金の額 (平成23年9月末現在)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	(省略)
三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社	8,000百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	
損保ジャパンDC証券株式会社	3,000百万円	
富国生命保険相互会社	106,000百万円*	(省略)
明治安田生命保険相互会社	520,000百万円*	(省略)
三井住友海上火災保険株式会社	139,595百万円	

* 富国生命保険相互会社および明治安田生命保険相互会社の資本金の額は、「基金」および「基金償却積立金」の合計額を記載しています。

(3) (省略)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年4月2日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 雄一郎
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金向け）の平成23年8月2日から平成24年2月1日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金向け）の平成24年2月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年8月2日から平成24年2月1日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6月20日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 真美
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月16日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員
公認会計士 加藤 真美

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 真美
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。